特集 SPECIAL EDITION 環境Ⅱ

あなたが裁判を変える

裁判員制度とは

第1号法廷

三重大学人文学部・助教授
Ito, Mutsumi 伊藤 睦
【URL】http://www.human.mie-u.ac.jp/

津地方裁判所
第1号法廷内

【平成21年5月スタート】

裁判員制度

裁判員制度は、無作為に選ばれた市民が裁判員として刑事裁判に参加し、裁判官と協力して、被告人が有罪か無罪か、有罪の場合にはどのような刑が適当かを決定する制度です。

津地方裁判所

◎私が裁判員？

市民の中には、人を処罰することになるような深刻な決定を自分たちで行うのは荷が重すぎると感じる人がいるかもしれません。そうでなくても、法律や裁判をよく知らないのに裁判官と対等に議論することができるのかと、不安を覚える人は少なくないでしょう。

しかし、裁判で判断を求められる事柄の多くは、人の行動や事象に関係するものです。

◎それぞれの視点・感覚・言葉で

法の知識は裁判官に及ばなくても、裁判員は各自の人生経験に基づいて、人の行為や事象に関する知識を有しているはずです。裁判員に求められているのは、その知識に照らし合わせながら、公判廷に提出された証拠を検討し、検察官の主張する通りの行為を被告人が行ったと言えるかを考えることなのです。そのように各自の知識を突き合わせて議論を尽くすことは、実は法の理念に非常に適（かな）っています。というのは、裁判では、検察官が、疑いを挟む余地がないところまで被告人の有罪を証明する責任を負うので、裁判官も含めて年齢、性別、職業等が異なる人々全員が検察官の主張に納得できたか、検察官がその主張の重大な要素を証明し尽くしたかということを様々な角度から検討していくことは、妥当な結論を導くために最も望ましいことなのです。

◎市民の力で裁判を変えよう！

実際に難しいのは、報道等から得たイメージを白紙に戻して、冷静に証拠に基づいて判断することでしょう。しかし、一度きりの経験として裁判に臨む市民だからこそ、一つ一つの事実を慎重に検討して結論を出すことができるはずです。自分たちがいつ関係することになるかわからない裁判を、より理解しやすく、市民感覚に合致するものにするためにも、市民の力で裁判をより良い方向へ変えていくことが是非とも必要なのです。